

令和7年2月21日

## 【報告事項】

学校部活動の地域クラブ展開に係る取組の進捗状況について

## 1 令和6年度の取組の進捗状況

- (1) 令和6年11月1日(金)から11月24日(日)までの期間において、小学5・6年生及びその保護者並びに中学1・2年生及びその保護者を対象としたアンケートを実施した。

75%の児童生徒が地域クラブに参加したいとの回答であった。

また、教職員を対象としたアンケートも実施し、地域クラブでの指導ができるとの回答は21%であった。

- (2) 11月13日(水)に、スポーツ・文化芸術団体等を対象とした地域クラブに関する「講演会」を開催し、65名の参加があった。

アンケートに回答した45名のうち、50代及び60代が75%を占めていた。地域クラブ活動の指導者となることを希望するかどうかは、「希望する」が18%、「希望しない」が27パーセント、「決めていない」が51%であった。

- (3) 「三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン」について、8月から11月まで、教育委員会会議(定例会)において計4回もの協議を重ね、11月15日(金)に策定した(別紙添付のとおり)。

- (4) 12月17日(火)に、スポーツ・文化芸術団体等を対象とした地域クラブに関する「説明会」を開催し、122名の参加があった。

アンケートに回答した70名のうち、地域クラブ活動の指導者となることを希望するかどうかは、「希望する」が26%、「希望しない」が20パーセント、「決めていない」が54%であった。

- (5) 令和7年1月18日(土)及び25日(土)に、ゴルフ体験会を開催した。それぞれ9名及び7名の参加があった。ほとんどの参加者がゴルフ経験者であった。

## 2 今後の予定

- (1) 「三木市地域クラブ運営方針」(案)及び「募集要項」(案)の作成

(令和7年3月頃)

- (2) ゴルフクラブ(市が先行して立ち上げ)の創設(令和7年4月)
- (3) 地域クラブの設立・登録に向けた説明会の開催(令和7年7月頃)
- (4) 生徒・保護者に向けた説明会の開催(令和7年7月頃)
- (5) 三木市地域クラブ活動推進協議会の設立(令和7年7月頃)
- (6) 三木市地域クラブ活動指導者登録制度の策定(令和7年8月頃)

## 「地域クラブに関するアンケート」の結果について

### 1 アンケート調査の目的

このアンケートは、地域クラブに関する児童・生徒、保護者の考えを把握し、今後の三木市における地域クラブ活動の展開に役立てることを目的としている。

### 2 調査対象

- (1) 小学校 5, 6 年 1,160 人
- (2) 中学校 1, 2 年 1,159 人
- (3) 小学校 5, 6 年保護者 1,746 人
- (4) 中学校 1, 2 年保護者 1,575 人

### 3 調査方法

インターネット調査：教育委員会作成のアンケートフォームに入力して回答する形式

### 4 実施期間

令和 6 年 11 月 1 日～令和 6 年 11 月 24 日

### 5 調査結果の回答状況

- (1) 小学校 5, 6 年 1,160 人中、1,024 人が回答（回答率 88.3%）
- (2) 中学校 1, 2 年 1,159 人中、928 人が回答（回答率 80.1%）
- (3) 小学校 5, 6 年保護者 1,746 人中、821 人が回答（回答率 47.0%）
- (4) 中学校 1, 2 年保護者 1,575 人中、768 人が回答（回答率 48.8%）

### 6 調査結果の概要

#### (1) 児童・生徒の回答から

##### (ア) 参加意向

小中学校の児童・生徒の 65～75%が地域クラブへの参加を希望しており、特に「学校や学校近くの施設で活動できる」ことが条件となっている場合が多い。活動場所の確保が重要な課題として挙げられる。

##### (イ) 希望種目

多岐にわたるため、幅広い種目で地域クラブを設立する準備が求められる。

小学生の希望上位種目	中学生の希望上位種目
① バスケットボール	① ソフトテニス
② ソフトテニス	② 陸上競技
③ 美術	③ バレーボール
④ バレーボール	④ バスケットボール
⑤ 陸上競技	⑤ サッカー

##### (ウ) 活動の目的

「楽しみたい」「技能を身に付けたい」「勝利や賞を目指したい」がそれぞれ約30%で分散しており、指導者に多様なニーズに対応できる指導を促す必要がある。また、勝利至上主義を避けることも重要である。

(エ) 活動日数

ア 小学生: 週2日または週3日の希望が多い。

イ 中学生: 週3~5日の希望が多い。

※中学生の活動日数が多いのは、部活動経験が影響していると考えられる。

(オ) 今後の対応策

- ・活動場所の確保を優先する。
- ・幅広い種目に対応できるよう準備を進める。
- ・指導者への研修や情報提供を通じて、多様な目的やニーズを尊重する指導を推進する。
- ・小中学生のニーズに応じた柔軟な活動日程とする。

(2) 保護者の回答から

(ア) 活動日数

ア 小学生保護者: 週1~3日が多い。

イ 中学生保護者: 週3~5日が多い。

この違いは、部活動経験の有無が、放課後の過ごし方に対するイメージの違いを生んでいると考えられる。

指導者には、多様な考え方があることを周知する必要がある。

(イ) 活動の目的

児童生徒より保護者のほうが「勝つこと」に重点を置いていない傾向がある。ただし、どの項目も一定の支持があるため、勝利至上主義に偏らない指導を心がける必要がある。

(ウ) 保護者の期待

「交流の増加」「専門的な指導」「個々に合った活動」「多様な活動参加」の全てが多く支持されている。

これに応えるためには、指導者を確保し、多くの地域クラブを設立する準備を進める必要がある。

(エ) 懸念点

- ・活動場所への送迎
- ・金額面での負担

(オ) 今後の対応策

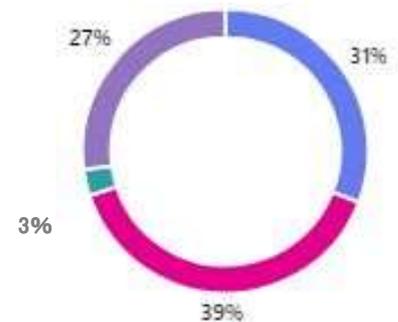
内容に柔軟性を持たせ、指導者への周知徹底を図りながら、地域クラブの設立・運営に必要な環境整備を進める。

## 7 調査結果の詳細

### 小学校5，6年回答

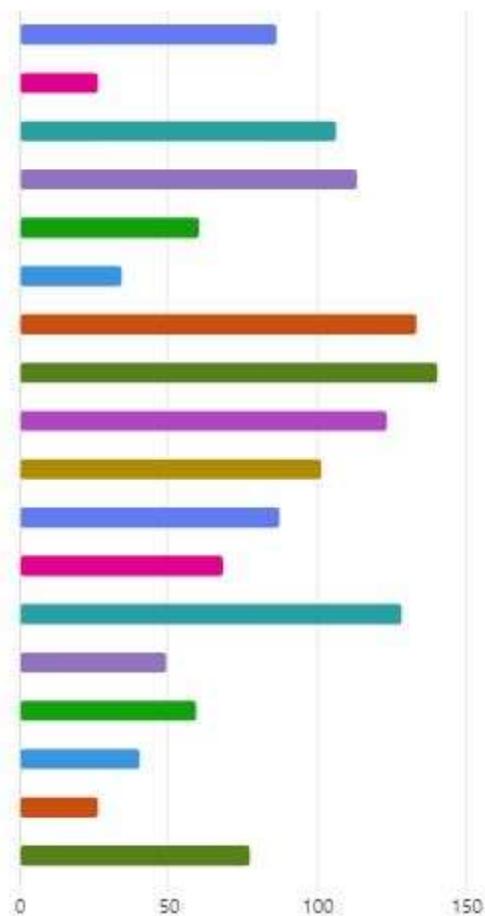
#### 1. 地域クラブに参加したいと思いますか。

● 参加したいと思う	316
● 学校や学校の近くの施設等で活動できるなら、参加したい	400
● 活動場所が家から離れていても、参加したい	31
● 参加したいと思わない	277



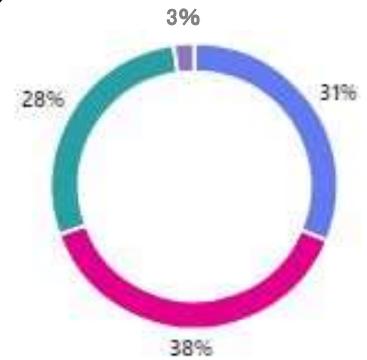
#### 2. 部活動が地域クラブ活動に移行した場合、何の種目・クラブに入りたいですか。 (複数回答可)

● 軟式野球	86
● ソフトボール	26
● サッカー	106
● 陸上競技	113
● 水泳	60
● 剣道	34
● ソフトテニス	133
● バスケットボール	140
● バレーボール	123
● 卓球	101
● 吹奏楽	87
● 音楽	68
● 美術	128
● 家政	49
● 科学	59
● 園芸	40
● 入りたいクラブはない	26
● その他	77

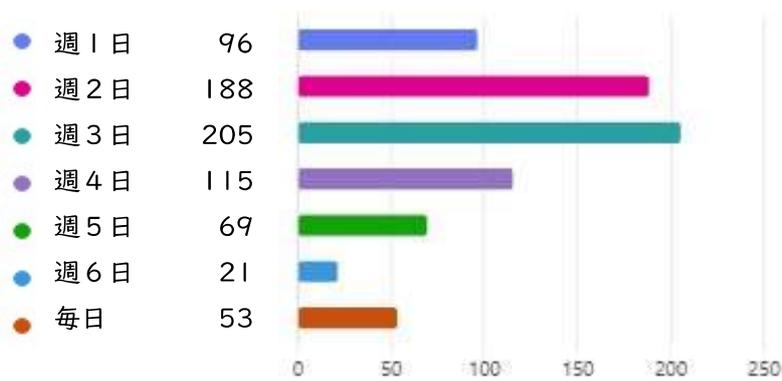


3. 活動する際に大切にしたいことは何ですか。(複数回答可)

● スポーツや文化活動を楽しみたい	341
● 技能や技術を身に付けたい	417
● 試合に勝ちたい、賞を取りたい、競技等で強くなりたい	308
● その他	25



4. 活動をする場合、週何日がよいですか。

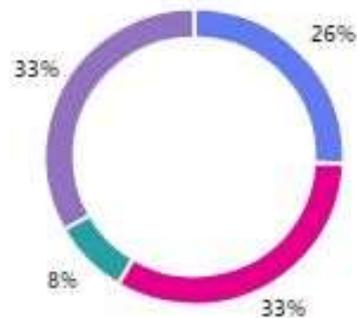


※ 回答者は、「1. 地域クラブに参加したいと思いますか」の質問で「参加したいと思わない」を選択した 277 名は除く。

中学校1, 2年回答

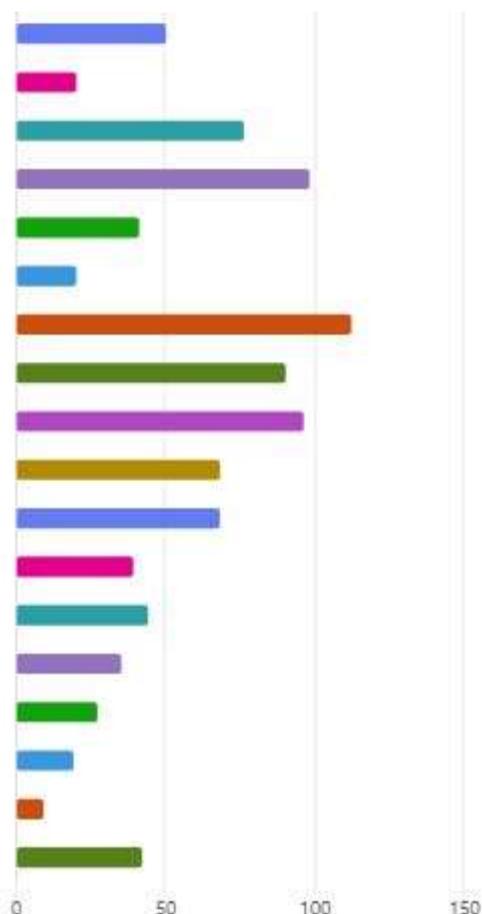
1. 部活動が地域クラブ活動に移行した場合、クラブに所属したいと思いますか。

- 所属したいと思う 239
- 学校や学校の近くの施設等で活動できるなら、所属したい 304
- 離れていても自分の求める条件であれば、所属したい 77
- 所属したいと思わない 308



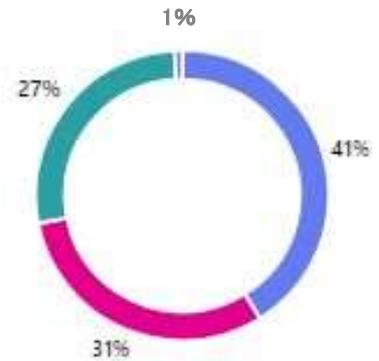
2. 部活動が地域クラブ活動に移行した場合、何の種目・クラブに入りたいですか。  
(複数回答可)

- 軟式野球 50
- ソフトボール 20
- サッカー 76
- 陸上競技 98
- 水泳 41
- 剣道 20
- ソフトテニス 112
- バスケットボール 90
- バレーボール 96
- 卓球 68
- 吹奏楽 68
- 音楽 39
- 美術 44
- 家政 35
- 科学 27
- 園芸 19
- 入りたいクラブはない 9
- その他 42

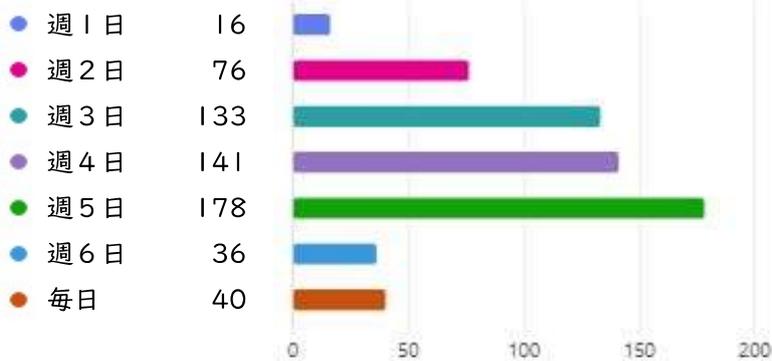


3. 活動を行う際、どのようなことをめざしますか。  
(複数回答可)

● 仲間と楽しくやりたい	492
● 技能や技術を身に付けたい	369
● 試合に勝ちたい、賞を取りたい、競技等で強くなりたい	326
● その他	10



4. 活動をする場合、週何日がよいですか。

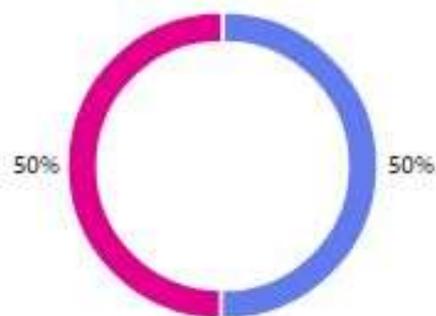


※ 回答者は、「1. 部活動が地域クラブ活動に移行した場合、クラブに所属したいと思いますか。」の質問で「所属したいと思わない」を選択した308名は除く。

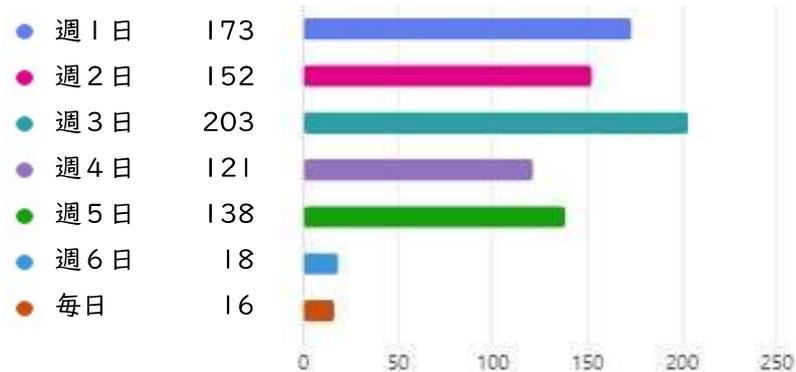
小学校5, 6年保護者

1. 現在、お子様が地域のスポーツや文化活動に参加していますか。

- 参加している 412
- 参加していない 409



2. 地域クラブ活動でお子様が活動する場合、週何日がよいと思いますか。

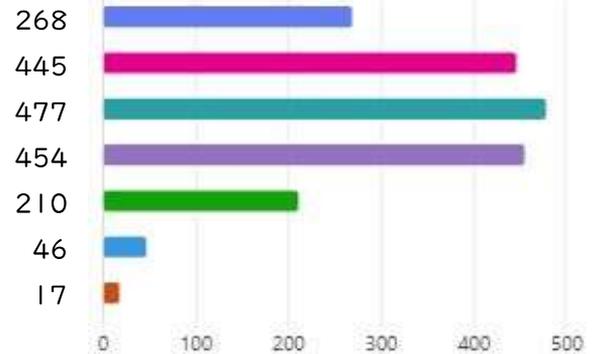


3. 地域クラブ活動でお子様が活動する場合、何をめざしてほしいですか。  
(複数回答可)



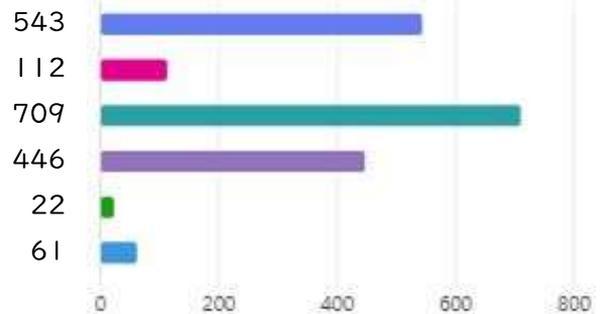
4. 部活動を地域クラブ活動に移行することについて、期待することを選んでください。  
 (複数回答可)

- 地域の人との交流が増えること
- 他校の児童との交流が増えること
- 専門的な指導を受けることができること
- 自分に合った活動ができること
- 1つだけでなく、さまざまな活動ができること
- 期待することはない
- その他



5. 部活動を地域クラブ活動に移行することについて、気になられることを選んでください。  
 (複数回答可)

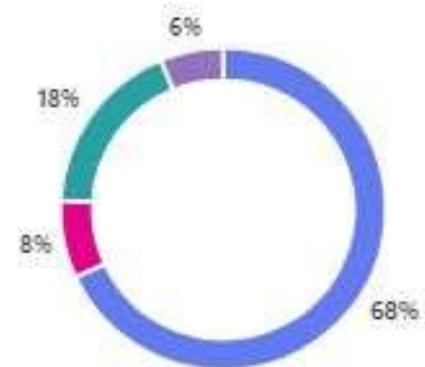
- 金額面での負担
- 他の学校の児童と活動すること
- 活動場所への送迎
- 子どもが活動したいと思う地域クラブがあるか
- 不安なことはない
- その他



中学校保護 1, 2 年保護者

1. 現在、お子様が所属している部活動または地域のスポーツ、文化活動等について、あてはまるものを 1 つ選んでください。

- 部活動のみ所属している 523
- 地域のスポーツ、文化活動等のみ所属している 60
- 部活動と地域のスポーツ、文化活動等のどちらにも所属している。 137
- 部活動と地域のスポーツ、文化活動等のどちらにも所属していない 48



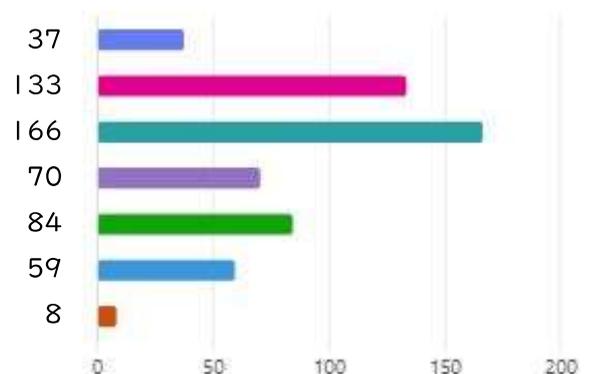
2. 地域のスポーツ、文化活動等で所属している活動名を記入してください。

※チーム名等では分かりにくいので、競技名等で記載しています。

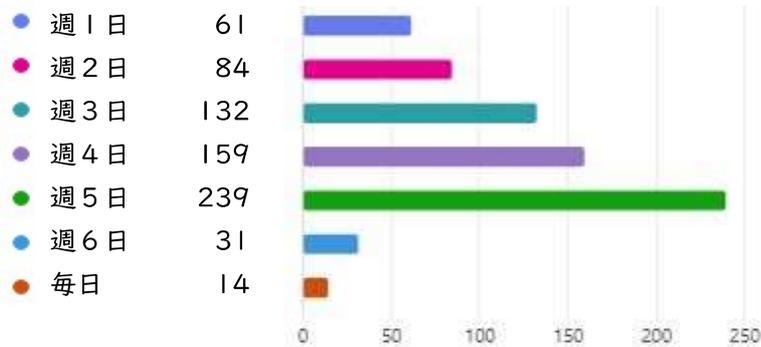
サッカー、硬式野球、バスケットボール、テニス、ソフトテニス、陸上、空手、ダンス、ゴルフ、卓球、水泳、新体操、レスリング、バレエ、ピアノ、合唱、太鼓、英語、書道、乗馬、茶道、

3. 地域のスポーツ、文化活動等に所属してよかったことについて、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

- 地域の人と交流することができる 37
- 他の学校の生徒と交流することができる 133
- 専門的な指導を受けることができる 166
- 習熟度にあった活動ができる 70
- 部活動にはない活動ができる 84
- 小学校のころからの仲間と継続して活動することができる 59
- その他 8



4. 地域クラブ活動でお子様が活動をする日は、週何日くらいがよいと思いますか。



※ 回答者は、「1. 現在、お子様が所属している部活動または地域のスポーツ、文化活動等について、あてはまるものを1つ選んでください。」の質問で「部活動と地域のスポーツ、文化活動等のどちらにも所属していない」を選択した48名は除く。

5. 地域クラブ活動で、お子様の活動に対し、何をめざしてほしいですか。(複数回答可)

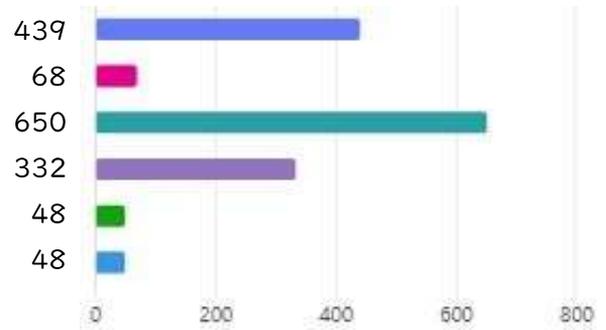


6. 部活動を地域クラブ活動に移行することについて、期待することを選んでください。(複数回答可)



7. 部活動を地域クラブ活動に移行することについて、気になられることを選んでください。(複数回答可)

- 金額面での負担
- 他の学校の生徒と活動すること
- 活動場所への送迎
- 子どもが所属したいと思う地域クラブがあるか
- 不安なことはない
- その他



# 三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン

～学校部活動から地域で支えるスポーツ・文化芸術活動へ～

令和 6 年 11 月

三木市教育委員会

## はじめに

中学校の部活動は、スポーツ・文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として、教職員の献身的な支えにより、行われてきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との豊かな人間関係の構築を図るとともに、生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむ態度を育み、生徒が充実した学校生活を送る上で、大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、生徒の学校部活動に求めるニーズの多様化や少子化が進展する中、学校部活動を従来と同様の体制で運営することが困難となってきており、学校によっては生徒数の減少により、存続が厳しい状況にあります。

また、専門性や教職員の意思にかかわらず顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中においても、よりいっそう厳しくなっている状況です。

今後、生徒のより良いスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、学校と地域との連携・協働により学校部活動の地域クラブへの展開を進め、地域と共につくるクラブ活動としていく必要があります。

そこで、本ガイドラインは、国や県の改革の考え方にのっとり、少子化の中でも将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な地域クラブの運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、地域クラブ活動に必要な対応等について示しています。

なお、学校部活動の地域クラブへの展開は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という考えの下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を整備することにより、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図ることを目指すものです。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、更に、地域での多様な体験やさまざまな世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えてまいります。

令和6年11月

三木市教育長 大北 由美

# 目 次

はじめに	2
本ガイドラインの策定の趣旨等	4
地域クラブ活動（イメージ）	4
I 地域と共に展開するクラブ活動	5
1 地域と共に展開するクラブ活動の在り方	5
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	5
(1) 参加者	5
(2) 実施主体	5
(3) 指導者	5
(4) 活動内容	7
(5) 生徒の安全確保	7
(6) 適切な休養日等の設定	7
(7) 活動場所	8
(8) 大会等の参加	8
(9) 適切な会費の設定及び保護者等の負担軽減	8
(10) 保険の加入	8
(11) コーディネーターの役務	9
3 学校との連携	9
(1) 地域展開における留意点	9
(2) 兼職兼業制度等の整備	9
(3) 「職務」及び「地域クラブ活動での指導」の区別	9
II 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備	10
1 地域展開に向けた関係主体の役割	10
(1) 市教委の役割	10
(2) 関係組織の役割	10
(3) 学校の役割	10
2 協議体制の整備	10
3 地域クラブ運営方針の策定	10
地域クラブ活動の展開に向けたスケジュール	11

## 【本ガイドラインの策定の趣旨等】

学校部活動の地域クラブへの展開は、少子化の中において、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を、本市の地域全体で確保・維持するためのものである。

また、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ素地を養うことができるよう、地域クラブ活動を整備することを目指すものである。

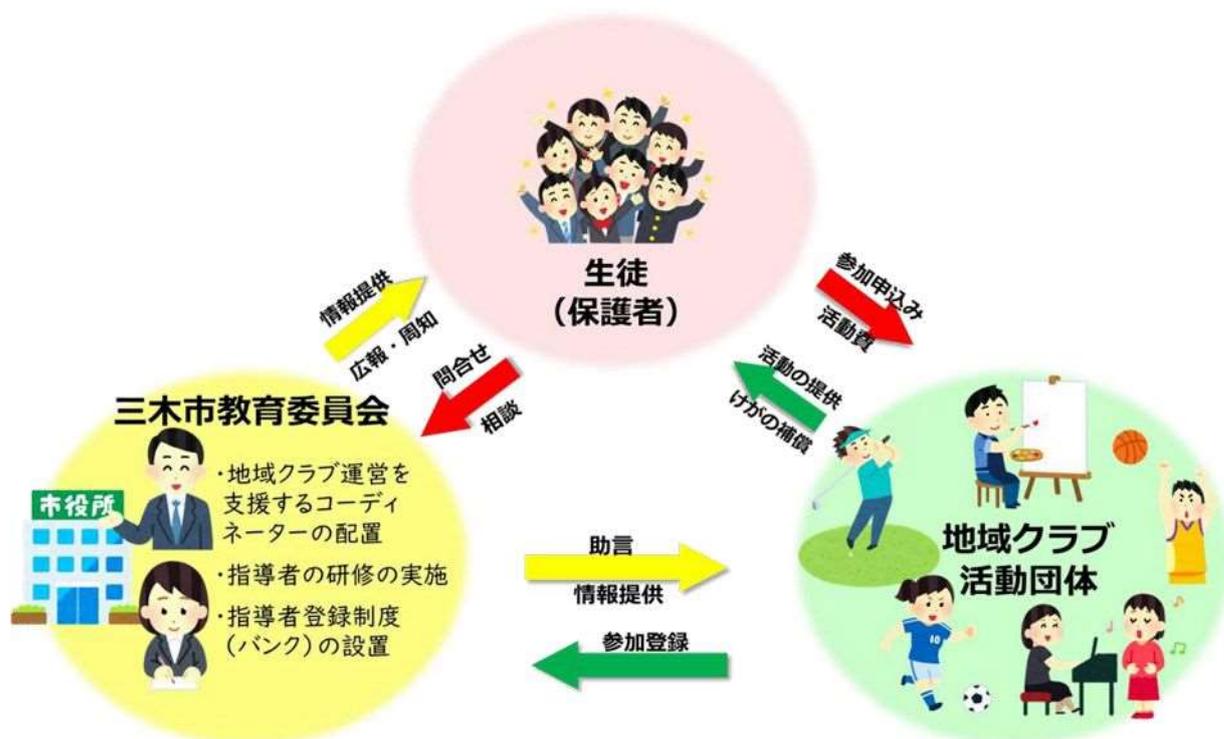
そこで、本ガイドラインは、三木市部活動の在り方検討会議の意見書を参考に、これまでの学校部活動から地域で展開するクラブ活動についての本市の考え方等を示す。

地域クラブ活動では、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承・発展させることが大切である。

また、指導や支援に携わる関係者が連携し、これまでの学校部活動にはなかった新たな価値を創出することも求められている。

これらの考え方を基本に、三木市教育委員会（以下「市教委」という。）においては、本ガイドラインに基づく取組状況について定期的に確認を行い、必要に応じ、見直し改善を図ることとする。

## 【地域クラブ活動（イメージ）】



## I 地域と共に展開するクラブ活動

### 1 地域と共に展開するクラブ活動の在り方

地域クラブ活動は、学校教育の一環としてではなく、地域の指導者の下で行う活動であるため、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」としても位置付けられる。

このため、地域クラブ活動は、これまで学校部活動が担ってきた「人としての豊かな成長」や「多様な人々とのつながりの中での成長」などの教育的役割や意義を継承・発展しつつ、地域での多様な体験やさまざまな世代との豊かな交流など、新たな価値の創出を目指すとともに、スポーツ・文化芸術の振興の視点からも充実を図ることが重要である。

### 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

#### (1) 参加者

地域クラブ活動への参加を希望する全ての中学生を対象とする。

#### (2) 実施主体

##### ① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備・充実

本市の地域クラブ活動の実施主体は本市の持続可能な地域クラブ活動の推進に寄与する団体とし、市教委に登録することとする。

市教委は、関係者等の協力を得ながら、これらの地域クラブ活動の実施主体の整備・充実を支援する。

##### ② コーディネーターの配置及び関係者間の連携体制の構築等

地域クラブの設立や既存の社会教育団体との連携及び運営を支援するコーディネーターを市教委に配置するとともに、定期的・恒常的な関係者間の情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

また、地域クラブ活動の実施主体は、年間及び毎月の活動計画を策定し公表するとともに、地域クラブ活動中のけがや事故、生徒同士のトラブル等の対応を含む管理責任について明確にし、参加者及びその保護者の共通理解を図ることとする。

#### (3) 指導者

##### ① 指導者の質の保障

ア 指導者は、生徒を安全・健康管理面及び教育面で支えるため、各種研修に参加することとする。研修内容については、別（「三木市地域クラブ運営方針」）に記載する。

イ 地域クラブ活動の実施主体は、指導者に暴力等の問題となる行動がみられた場合、指導者本人及び運営団体が責任を負うこととなるため、相談体制を整備するほか、公平・公正に対処することとする。

## ② 適切な指導の実施

ア スポーツ分野の地域クラブ活動の実施主体は、文部科学省作成の「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）やスポーツ分野の国内統括団体等が作成する「指導手引」などを活用して指導を行うこととする。

イ 文化芸術分野の地域クラブ活動の実施主体は、文化庁作成の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）や文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「指導手引」などを活用して指導を行うこととする。

## ③ 指導者の確保

ア 地域クラブ活動の実施主体は、退職教員や兼職兼業を希望する教職員等の人材を活用し、競技や指導の経験のある指導者と併せ、地域クラブ活動が適切に運営できる数の指導者を確保することとする。

イ 地域クラブ活動の実施主体において、教職員等を指導者として雇用する際には、異動や退職等があっても継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意することとする。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認は、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照しながら適切な勤務管理に努めることとする。

ウ 市教委は、生徒にとってふさわしい地域クラブ活動の環境を整備するため、本市の地域クラブ活動指導者登録制度を設け、広域的に登録者を募集しながら、専門性や資質・能力を有する指導者を確保することとする。

エ 市教委は、国や県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。

また、市教委が兼職兼業を許可する際には、本人の意思を十分に確認・尊重するとともに、学校運営に支障がないことを勘案することとする。

オ 市教委は、既存のスポーツ・文化芸術団体に対し、地域クラブへの参加や呼びかけを行い、指導者の確保に努め、地域クラブ活動の実施主体と連携する体制を整備する。

カ 市教委は、地域資源を生かしたスポーツ・文化芸術活動をはじめ、学校単位での活動が困難な部活動などについても地域クラブ活動の実施主体と連携する体制を整備する。

#### (4) 活動内容

地域クラブ活動の実施主体は、生徒のニーズや体力、障がいの有無等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて確保することとする。また、その内容を生徒や保護者に周知することとする。

#### (5) 生徒の安全確保

① スポーツ競技の指導者は、「運動部活動での指導のガイドライン」を参考に、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、生徒の安全確保に最大限配慮し、適切な休養、過度の練習の防止、合理的かつ効率的・効果的な指導等を行うこととする。

② 地域クラブ活動の実施主体又は指導者は、必要に応じ、中学生の発達段階に係る専門的知見を有する有識者等の協力を得ながら、発達の個人差や成長期における心と体の状態等に関する正しい知識を習得することとする。

③ 地域クラブ活動の実施主体は、活動時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保することに努めることとする。

④ 地域クラブ活動の実施主体は、活動が可能な環境基準として、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示すこととする。

#### (6) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動の実施主体は、活動計画を策定する際に、「三木市中学校部活動の方針」に定める休養日及び活動時間等の設定を参考に、休養日や活動時間を適切に設定することとする。

休養日及び活動時間については、地域クラブが複数の学校の在籍生徒で構成されることに鑑み、参加者が在籍する各学校の実態

や学校行事等を踏まえ、必要に応じ、各学校とも連絡調整を行いながら適切に設定することとする。

(7) 活動場所

地域クラブ活動の実施主体は、地域の中学校をはじめとして、小学校や公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設等の施設を幅広く活用し、活動場所の確保に努めることとする。

市教委は、学校施設の管理運営に当たり、地域クラブ活動の円滑な学校施設利用を進めるため、利用ルール等を策定する。

(8) 大会等の参加

① 参加する大会等の精選

地域クラブ活動の実施主体は、週末等に開催される大会等に参加することが、生徒や保護者、指導者の過度な負担とならないよう、また、参加する大会等が適正な回数となるよう精選することとする。

② 参加機会の配慮

地域クラブ活動の実施主体は、大会等の主催者に対し、例えば、リーグ戦の導入や能力別にリーグを分けるなどの工夫により、誰もが参加機会を得られるよう配慮を求めることとする。

(9) 適切な会費の設定及び保護者等の負担軽減

① 地域クラブ活動の実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で会費を設定する。

② 市教委は、地域クラブ活動の活動費用について、受益者負担を原則としつつ、令和 6 年 3 月に三木市部活動の在り方検討会議から受領した「三木市における今後の学校部活動の地域クラブ活動の展開についての意見書」に基づき、持続可能な地域クラブ活動の支援策を検討する。

③ 市教委は、地域クラブ活動の実施主体が、企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器並びに活動費の寄附等の支援を受けることができる体制を整備するものとする。

④ 地域クラブ活動の実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこととする。

(10) 保険の加入

地域クラブ活動の実施主体は、指導者や参加する生徒等に対し、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けることとする。また、その際には、分野・競技特性及びこれまでのけがや事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定することとする。

#### (11) コーディネーターの役務

コーディネーターは、地域クラブ活動が適切に行われるよう、その取組状況を適宜把握し、必要な指導・助言を行い、地域クラブの設立や運営を支援する。また、生徒のニーズに合った地域クラブ活動が選択できるように、地域クラブ運営方針やその内容等について周知を図り、生徒や保護者から問合せや相談があった場合には、その窓口となる。

### 3 学校との連携

#### (1) 地域展開における留意点

地域クラブ活動での指導や活動の立ち上げを希望する教職員等が地域クラブ活動に参加しやすくするため、学校部活動との兼ね合いを考慮し、平日・休日の活動を同時に地域クラブ活動へ展開する。

#### (2) 兼職兼業制度等の整備

学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することができるよう、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、地域の一員として活動に参加できる仕組みを整備する。

具体的には、勤務時間や給与の取扱いに関する問題が生じることのないよう、『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教職員等の兼職兼業の取扱い等について（令和3年2月17日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、教職員等の兼職兼業の許可をスムーズに行うこととする。

また、教職員等が学校業務や授業準備等により多忙な場合は、地域クラブ活動での指導に時間を割くことが難しいと考えられることから、勤務時間の適正化をいっそう推進する。

#### (3) 「職務」及び「地域クラブ活動での指導」の区別

教職員等が地域クラブ活動での指導に参加する際、その役割が教育公務員としての職務ではなく、地域の指導者としてのプライ

べートな活動であることを市民等に周知し、理解を求めることとする。

## Ⅱ 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

### 1 地域展開に向けた関係主体の役割

#### (1) 市教委の役割

市教委は地域クラブ活動への展開を円滑に進めるため、関係課で構成する既設の「三木市地域クラブ担当者会議」において、アンケートなどを通じ、生徒や保護者、教員等のニーズを適宜把握しながら、環境の整備方法等を検討し、実行する。

#### (2) 関係組織の役割

市のスポーツ協会や文化連盟などの団体は、必要に応じ、地域クラブ活動の取組の助言・支援を行う。

#### (3) 学校の役割

学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性及び実績を生かし、市教委や地域クラブ活動の実施主体と協力・協働する。

### 2 協議体制の整備

地域クラブ活動への展開に向けては、市教委は「三木市地域クラブ活動推進協議会」を設置し、持続可能な地域クラブ活動となる体制を協議する。

### 3 地域クラブ運営方針の策定

市教委は、国及び県から出される方針や今後の動向を注視するとともに、別途、「三木市地域クラブ運営方針」を策定し、学校、保護者、関係団体等に対し、取組の背景や方針、具体的な取組の内容、スケジュール等について周知し、協力及び理解を得られるよう取り組む。

併せて、市教委は、地域クラブ活動へ先行して展開する地域クラブをモデルとし、その成果や課題を精査し、後に続く地域クラブがより円滑に活動を進められるよう、見直し改善を図る。

【地域クラブ活動の展開に向けたスケジュール】



※ ゴルフクラブは、三木市が先行して立ち上げるクラブです。

## 第 3 期三木市教育大綱

令和 7 年 月  
三 木 市

## I 教育大綱の趣旨

この教育大綱は、三木市総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置）において、市長が教育委員会と協議・調整を行い策定したものです。

この大綱では、三木市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示しています。

## II 教育大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

具体的な施策を推進するに当たっては、教育関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、家庭や地域、市民が連携・協働し、三木市全体で基本理念の実現に向けて取り組みます。

## III 教育大綱の基本理念

### 「夢を育み、未来を創る三木の教育」

「夢」は生き方に方向性を与えます。

めざす「夢」があるからこそ、そこへ向かうための知識や技術、能力の育成が必要になり、「夢」が明確であればあるほど、最適な手段が生み出され、モチベーションが維持されます。

つまり、「夢」は、年齢にかかわらず、生き方の羅針盤となるのです。

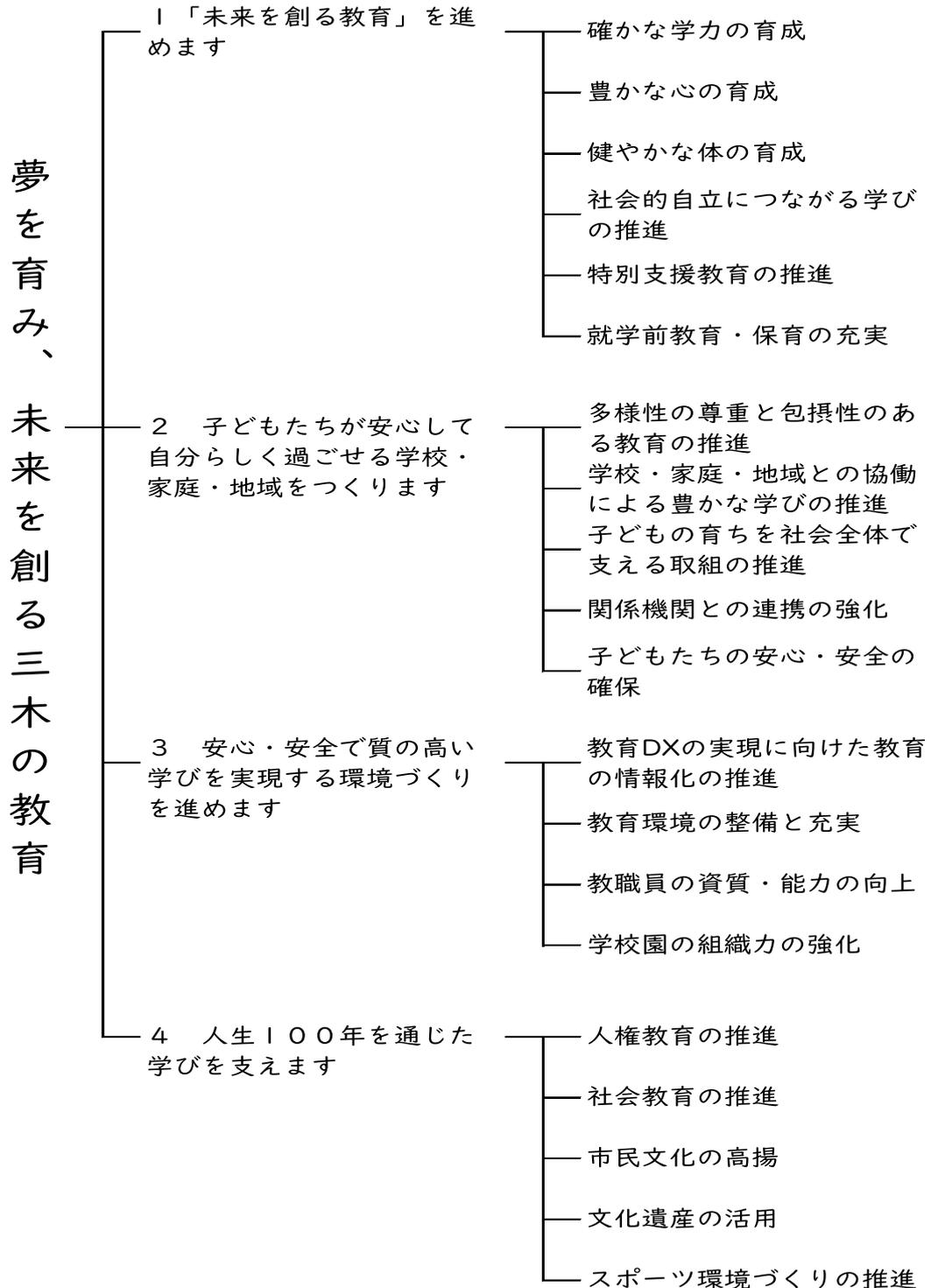
「夢」の追求は、「こういう自分でありたい」という個人の幸せづくりであり、それが「こういう社会にしたい」「こういう未来を創造したい」という新たな価値を創造する力につながります。

三木市では、学校・家庭・地域全体で「夢を育み、未来を創る」教育を推進します。

## IV 教育大綱の体系表

基本理念

# 夢を育み、未来を創る三木の教育



## V 教育大綱の基本方針

### I 「未来を創る教育」を進めます

#### (1) 確かな学力の育成

- 子どもたちの自己実現につながる「主体性・協働性・創造力」の育成をめざし、その基盤となる基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力を育てます。
- グローバル社会で主体的に活動できるよう、コミュニケーション能力や合意形成能力を育てます。
- 高度情報化社会の更なる先（Society5.0時代）を見据え、ICT機器を活用した学習活動を充実し、情報活用能力（情報モラルを含む。）や論理的な思考力を育てます。

#### (2) 豊かな心の育成

- 社会における人権課題の解決に向け、全教育活動を通じて自尊感情を高め、主体的で実践的な人権教育を推進します。
- 自己の生き方を考え、自立した一人の人間としてよりよく生きることができるよう道徳教育を進めます。
- 多様な文化的背景をもつ人々と互いの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。
- 三木の伝統や文化、自然などに触れる機会を充実させ、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育や、ふるさとの課題やその解決策を考えるなど、ふるさとを知る教育を推進します。
- 豊かな人間性や共生の心を育成するため、体験的な学習活動を充実します。
- 学校や家庭、地域、関係機関が一体となり、決していじめを許さない人を育てる教育に取り組みます。
- 誰もが安心して学べる学校づくりに取り組むとともに、子どもたちの社会的自立をめざした不登校支援に取り組みます。

### (3) 健やかな体の育成

- 生涯を通じて健康で安全な生活を送るため、心身の健康の保持増進と体力や運動能力の向上を図り、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、健やかでたくましい体を育てます。
- 食に関する正しい知識と健康的な食生活の習慣を身に付けさせるため、家庭と連携した食育を推進します。

### (4) 社会的自立につながる学びの推進

- 人との関係を築く力や社会の中での役割を理解する力、自分を理解し管理する力、問題を解決する力、将来の計画を立てる力を育成します。
- 社会で必要な資質や能力を育てるため、個性を見つけて可能性を伸ばすとともに、自発的・主体的な姿勢を尊重し、その発達を支える生徒指導に取り組みます。
- 自分らしい生き方を実現するため、学ぶことや働くこと、自分から積極的に社会づくりに参加することの大切さに気付くことのできる機会や学びを充実します。

### (5) 特別支援教育の推進

- 一人一人の個性や特性に応じた学びを提供します。
- 共生社会の実現に向け、互いに支え合い、認め合うインクルーシブ教育を推進します。
- 障がいのある人が、切れ目のない支援を受けられるよう、学校、家庭、保健・福祉、医療、労働、地域住民などとの連携を深めます。

### (6) 就学前教育・保育の充実

- 乳幼児一人一人の心の育ちを受け止め、自尊感情を育むとともに、個々の発達やニーズに合わせ、自立心や主体性を尊重した教育・保育を推進します。
- 子どもたちの成長を切れ目なく支えるため、幼児期

の教育と小学校教育の連携を深めます。

## 2 子どもたちが安心して自分らしく過ごせる学校や家庭、地域をつくります

### (1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

- さまざまな背景や状況により多様な教育ニーズを持つ子どもたちに、個々に適した学びの場を提供し、必要な支援を充実します。
- 誰もが持てる個性や能力を発揮し、互いに支え合い、安心して暮らせる社会を築くために、人権尊重と男女共同参画についての理解を深める学びを推進します。

### (2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

- 家庭同士や学校、地域等の交流を通して学びを積み重ね、親が子どもと共に成長し、子どもの健やかな成長を支えることができるよう、家庭の教育力を高めます。
- 子どもたちが地域で多様な学びや交流を通じて成長できるよう、学校と地域が協力し合いながら、地域の教育力を高めます。

### (3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

- 学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を推進します。
- 学校部活動の地域クラブへの移行を進め、子どもたちが継続して文化・スポーツに親しむ機会を確保します。

### (4) 関係機関との連携の強化

- 子どもたちが直面する問題や困難が多様化・複雑化していることから、学校と関連機関との連携強化や、学校外での多様な支援の確保に取り組みます。

#### (5) 子どもたちの安心・安全の確保

- 危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を推進します。
- 災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災教育を推進します。

### 3 安心・安全で質の高い学びを実現する環境づくりを進めます

#### (1) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けた教育の情報化の推進

- 学校教育において、ICTの活用が「日常化」するよう取り組むとともに、ICTを最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- 業務の効率化を図り、働きがいのある学校づくりを進めるため、円滑・安全なICT環境の整備、充実を図ります。

#### (2) 教育環境の整備と充実

- 子どもたちが安全で快適な学校園での生活を送ることができるよう、教育環境の整備と充実を進めます。
- 全ての子どもたちに等しく学ぶ機会が保障されるよう、必要な支援を行います。
- 子どもたちの教育に適正な児童・生徒数の確保に努め、より望ましい教育環境を整備します。

#### (3) 教職員の資質・能力の向上

- 専門性や実践的指導力などを育成する多様な研修の場を提供し、自ら学び続ける保育者と教職員を支援します。
- 教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保します。

#### (4) 学校園の組織力の強化

- 子どもたちの多様な学びや課題に組織的に対応するため、教職員相互の協力・協働体制づくりを進め、学校園の組織力を強化します。
- 教職員が専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、働きやすい職場環境をつくるとともに、心身の健康の保持・増進を図ります。

### 4 人生100年を通じた学びを支えます

#### (1) 人権教育の推進

- 「一人一人の人権が尊重されるまち」を実感できる人権教育を展開します。地域の多様な人材や資源を生かし、市民が主体となり、人権課題を解決できる教育を進めます。

#### (2) 社会教育の推進

- 地域住民のつながりを深めるとともに、学んだことを生かして地域課題の解決につなげられるよう、地域の総合的な教育力の向上に努めます。
- 市民が生涯にわたり生きがいを持ち、豊かな人生を送ることができるよう、公民館、図書館等の社会教育施設の機能を強化し、社会の変化に対応した多様な学びの機会を提供します。

#### (3) 市民文化の高揚

- 市民の多様な文化活動を通じ、生涯にわたって文化、芸術に親しむ心を育てます。

#### (4) 文化遺産の活用

- 地域に伝わる伝統行事や文化財などの歴史的な遺産を生かした文化の振興を図ることにより、市民のふるさと意識を醸成し、郷土愛を育みます。
- 文化遺産を維持・活用する担い手を育成するとともに、地域文化の魅力を発信します。

## (5) スポーツ環境づくりの推進

- 健康で心豊かに暮らすため、「する、観る、支える」という活動を通して、スポーツに親しむ機会を充実します。
- 体力や技能の程度、障がいの有無にかかわらず、全ての人が興味・関心や適性に応じてスポーツに参画できる環境づくりに取り組みます。
- 三木の地域性を生かしたスポーツイベントや活動を支援し、スポーツ交流を進めることにより、スポーツの振興と充実を図ります。